

事 務 連 絡
平成 2 4 年 1 1 月 1 4 日

各障害者支援施設 施設長 様

三重県健康福祉部障がい福祉課長

指定障害者支援施設等における療養の給付の取扱いについて

平素は、県の障がい福祉行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

指定障害者支援施設等における療養の給付につきましては「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成 18 年 3 月 31 日保医発第 0331002 号）※により取り扱われているところですが、厚生労働省保険局医療課より、障害者支援施設に関わるものを含む疑義解釈が別紙のとおり保険医療機関、審査支払機関に対し示されましたので、各施設におかれましてもその内容についてご了知いただきますようお願いいたします。

※「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」については、平成 24 年 3 月 30 日付けの一部改正通知にて、障害者支援施設の配置医は当該施設に入所している患者に対する一部診療について診療報酬の算定ができない旨、保険医療機関、審査支払機関に対し通知されています。

事務担当

三重県健康福祉部障がい福祉課

生活支援グループ

電話 0 5 9 - 2 2 4 - 2 2 6 6

FAX 0 5 9 - 2 2 8 - 2 0 8 5